

令和元年度沖縄県振興審議会 第3回総合部会議事録

1 日 時 令和元年9月10日(火) 9:30~11:57

2 場 所 沖縄県庁6階第2特別会議室

3 出席者

【部会委員】

部会長	大城 郁寛	琉球大学国際地域創造学部教授
副部会長	島袋伊津子	沖縄国際大学経済学部教授
	瀬口 浩一	琉球大学国際地域創造学部教授
	下地 祥照	一般財団法人南西地域産業活性化センター専務理事
	高平 光一	公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会会長
	仲宗根君枝	特定非営利活動法人消費者センター沖縄会員
	藤田 陽子	琉球大学島嶼地域科学研究所教授
	真喜屋美樹	名桜大学リベラルアーツ機構准教授
	宮城 嗣三	那覇空港ビルディング株式会社社長

(欠席)

村上 尚子 ころろ法律事務所弁護士

【事務局等】

企画部：宮平参事、武村副参事(企画調整課)、高嶺副参事(企画調整課)、
城間班長(企画調整課)、篠田主幹(企画調整課)、兼島主幹(企画調整課)

1. 開 会

【事務局 城間班長(企画調整課)】

定刻となりましたので、これより沖縄県振興審議会第3回総合部会を開催いたします。

なお、高平委員につきましては、10分ほど遅れるということで連絡がありましたので御報告いたします。

まず本日の配付資料の確認をお願いいたします。

まず次第、出席者名簿、配席図。

資料1：沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)【第3回総

合部会 所掌事務 該当箇所 抜粋版】。

資料 2：第 2 回総合部会への対応方針(案)。

資料 3：調査審議に係る説明資料(駐留軍用地跡地の有効利用の推進)。

資料 4：調査審議に係る説明資料(社会経済フレーム計画展望値の動向)。

資料 5：委員等から部会に提出された意見書(駐留軍用地跡地の有効利用の推進関連)。

資料 6：委員等から部会に提出された意見書(社会経済フレーム計画展望値の動向関連)。

参考 1：検証シート評価基準。

参考 2：沖縄県民意識調査報告書(抜粋版)

不足資料等がございましたら事務局までお声がけください。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りますので、ここからの進行は大城部会長にお願いいたします。

2. 議 事 1

【大城部会長】

皆さん、おはようございます。

今日の議事は、次第にもありますとおり、議事 1 において前回の第 2 回部会審議の際の委員の皆様からいただいた意見への対応について。

それから、議事 2 では、駐留軍用地跡地の有効利用の推進についての審議。

そして、議事 3 では、社会経済フレーム計画展望値の審議を行いたいと思います。

一応、12 時半までということですが時間は念のため長めにとっておりますが、審議が順調に進んで早めに済めば 12 時までには終わりたいと考えております。

それでは、早速ですが議事 1 第 2 回総合部会意見への対応方針説明について事務局から説明をお願いいたします。

(1) 第 2 回総合部会意見への対応方針説明

【事務局 武村副参事(企画調整課)】

皆様、おはようございます。企画部企画調整課副参事の武村と申します。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議事 1 第 2 回総合部会意見への対応方針の説明について、資料 2 に基づきまして御説明をさせていただきます。前回会議での御説明の繰り返しになってしまいますが、資料 2 の別紙 2-2 意見書様式(修正文案用)については、最終の審議結果を取りまとめる様式となっておりまして、各回の会議ごとに更新していくこととしております。

まず、資料 2 の 1 ページでございます。一覧左側から諮問した報告書(素案)本文、そし

で右隣に意見(修正文案)となっておりまして、修正文案のところに朱書きで修正文を記載することで、この2つの欄で新旧対照表として取り扱ってございます。

これまでの部会において皆様からいただいた意見やその理由等については、一覧の右側、2つ目の列、理由等の欄に整理してございます。

それでは、1ページ目、番号1番でございます。基準値から1人の減少で前進しているとは言えないのではないかと御意見に対しまして、そして番号2と番号3、高齢ドライバーに関する御意見につきましては、委員の御意見を踏まえまして修正文案を検討中でございます。

2ページ目でございます。番号4、5、6につきましては、委員御意見のとおり朱書きのとおり修正いたします。

そして、番号7、8につきましては、委員の御意見を踏まえまして修正文案を検討中でございます。

3ページをお開きください。番号9、10、11、13につきましては、大きなトピックごとにデータを追記するなど、委員御意見を踏まえ修正文案を検討中でございます。

そして番号14、成果指標の数が少ないのではないかと御意見につきましては、番号9から13の修正の中でデータを追記、補足する方向で検討しております。

番号15、県民満足度の数値の説明につきましては、委員の御意見を踏まえまして修正文案を検討中でございます。

4ページをお開きください。番号16、17、18につきましては、委員の御意見を踏まえまして朱書きのとおり修正をさせていただいております。

番号19、目標とするすがたの状況につきまして、「女性が社会活動に積極的に参加し、能力を発揮すること」の県民満足度の男女別での比較についての御意見でございました。県民満足度を男女別に比較しましたところ、4ページの右下にございますように男女間での大きな差は見られませんでした。

5ページをお開きください。番号20、前ページの男女別に見た同じ項目に関する御意見でございます。全国比較できるデータについては、現時点では把握できておりませんので、データが確認でき次第反映を検討させていただきます。

番号21、22、23につきましては、委員御意見を踏まえ修正文案を検討中でございます。

番号24、25、目標とするすがたの状況につきまして、「米軍基地から派生する諸問題への対策が適切に講じられていること」について、委員御意見を踏まえまして、県民満足度

の推移をより正確に朱書きのとおり追記してございます。

6ページをお開きください。番号26、27についてでございます。素案の118ページと416ページに重複する図表、米軍基地関係の事件・事故の推移があることから、一方を削除した上で、推移の掲載年について、委員から御意見のとおり平成14年からのデータを掲載してございます。

この図表に関連して、ページが前後して恐縮でございますが、次の7ページの番号35をご覧ください。この図表において刑法犯や交通事故等を除く理由についての御質問がございました。118ページの図表の事件・事故につきましては、米軍の演習等に伴う航空機事故等の推移となっており、演習等以外の場での刑法犯、交通事故とは性質が異なることから除いているということでございました。

6ページにお戻りください。番号28、29、30につきましては、委員の御意見を踏まえ修正文案を検討中でございます。

番号31でございます。全国知事会議における全会一致の内容についての御意見がございました。委員の御意見を踏まえまして朱書きのとおり追記、修正しております。

7ページをお開きください。番号32、道路案内表示等の多言語化の御意見につきましては、基盤整備部会へ申し送ることとしております。

番号33、成果指標の達成状況の評価基準につきましてでございますが、参考資料1といたしまして、この基準をお配りさせていただいております。

番号34、米軍基地関係の事件・事故の防止等に係る日米両政府への要請について、要請したことをもって目標を達成したと評価するのは違和感があるという御意見がございました。朱書きのとおり「進展」という文言で修正させていただいております。同様の定性的な目標につきましては、達成という言葉は使わずに、「進展」あるいは「進展遅れ」という評価で統一する方向で検討してございます。

最後の番号36、「沖縄のこころ」の定義についてでございます。8ページをお開きください。8ページの番号2、そして9ページの番号6の2つの箇所において、『悲惨な沖縄戦の経験に基づく平和を希求する「沖縄のこころ」』と定義させていただくこととしております。それ以外の部分については、『平和を希求する「沖縄のこころ」』という文言で統一した記述とすることとしたいと考えております。

一方、漢字表記の「沖縄の心」についてでございます。10ページをお開きください。丸がついた「沖縄の心」（5カ所）という部分でございます。10ページの番号1のような既存

資料 国際都市形成構想からの引用部分、あるいは番号3から4、5のような県民意識調査からの引用部分のように、既に漢字表記で「沖縄の心」と使用されている部分については、原文どおりとさせていただきたいと思います。

沖縄のころについて、素案の中におきましてはこのような整理でいきたいと考えております。いかがでございましょうか。

なお、県民意識調査については、先ほど資料確認でもございましたが、参考資料2として抜粋版を配付しております。県民満足度の質問文、そして単純集計の部分を抜粋してお配りしております。必要なときに御確認いただければと思います。

第2回部会意見への対応方針(案)の御説明は以上でございます。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

ただいまの事務局説明について、何か御意見とか御質問等はございますでしょうか。

【真喜屋専門委員】

おはようございます。入力ミスがあります。6ページの29項目2行目です。正しくは「強制接種」だと思いますが、「強制接種」となっていますので、修正をお願いします。

【事務局 武村副参事(企画調整課)】

ありがとうございます。

【大城部会長】

ほかに何か。よろしいですか。大丈夫ですか。

それでは、議事1はこれで終えまして、今度は議事2へ移りたいと思います。

議事2の(1)駐留軍用地跡地の有効利用の推進について審議を行います。

本議事につきましては、審議会委員であります一般社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会会長 眞喜志康明委員が出席しております。意見と部会出席申請書も提出されておりました、許可をしていますので、本人に着席していただいて御意見をいただきたいと思います。

それでは、眞喜志委員、着席をお願いいたします。

(振興審議会 眞喜志康明委員 着席)

議事の進行につきましては、事務局による説明の後に、眞喜志委員の意見書に対する意見交換を先行して行います。意見書以外の審議につきましては、その後に審議時間を設けますので、そちらで御意見をください。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

3. 議 事 2 (調査審議)

(1) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進

【事務局 宮平企画部参事】

おはようございます。沖縄県企画部参事の宮平でございます。よろしくお願いいたします。
す。

それでは、報告書(素案)について御説明をいたします。お手元の資料1をご覧ください。

資料1は、総点検報告書(素案)のうち跡地利用の推進及び社会経済フレームに関する箇所の抜粋版となっております。私からは跡地利用の推進について御説明をさせていただきます。

初めに目次をお開きください。駐留軍用地跡地の有効利用の推進につきましては、第2章 沖縄振興の現状と課題の226ページ以降に記述があるほか、第3章 基本施策の推進による成果と課題及びその対策の600ページ以降、第4章 克服すべき沖縄の固有課題の667ページ以降に記載がございます。

まず、第2章 沖縄の振興の現状と課題のうち(2)強くしなやかな自立型経済の構築のこ駐留軍用地跡地の有効利用の推進について御説明をいたします。

226ページをお開きください。駐留軍用地の跡地利用の現状についてでございますが、復帰時に87施設、2万8,661haあった本県の米軍施設区域は、平成30年3月末までに33施設、約1万8,710haとなっており、これまでに返還された面積は約9,950haになります。しかし、本土と比べますと返還が進展していない状況にあります。

返還跡地においては、土地区画整理事業等の公共事業や民間による開発などが行われ、公共施設の整備や商業施設、住宅が建設されるなど、地域振興を図る上で大きな役割を果たしております。

228ページをお開きください。跡地利用推進の制度等に関する説明となります。以前の返還は、わずか30日前の返還通知や細切れ返還が多く、返還後跡地利用推進のための行政上の措置がないなどの理由で、跡地が遊休化する等の問題が生じておりました。

こうした状況を改善するため、新たな法律の制定を国に要請した結果、平成7年6月に、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律、いわゆる軍転特措法が施行され、返還時の手続や計画的な整備及び行政上の支援措置等について規定がされました。

しかし、その後、平成8年のSACO最終報告で普天間飛行場を含む約5,000haの返還が合意されたことにより、大規模な駐留軍用地の跡地利用に当たっては国の積極的関与が

不可欠であることや、地権者の負担軽減が既存の制度では十分に図られていないことなどから、平成14年に施行された沖縄振興特別措置法において、大規模跡地における国の取り組み方針の策定や大規模跡地等の給付金制度の拡充が規定されました。

さらに、平成18年に行われた2プラス2において、嘉手納飛行場より南の6施設・区域の返還方針が示されたことを受け、返還跡地の開発を円滑に進めるための新たな法の制定を国に要請し、その結果、平成24年4月に沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(跡地利用推進法)が施行されました。

跡地利用推進法では、(1)国による跡地利用の主体的な推進、(2)返還実施計画に基づく支障除去措置、(3)国による駐留軍用地への立ち入りのあっせん及びあっせん状況の通知、(4)地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の先行取得のための措置、(5)給付金制度の拡充、(6)駐留軍用地跡地利用推進協議会の設置などが規定されました。

また、平成25年1月には、県と関係市町村が連携し、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を策定しております。これは、返還方針が示された嘉手納飛行場より南の施設・区域の跡地利用の方向性を示したものであり、沖縄県全体の振興・発展の観点から、中南部都市圏を一体と捉え、各跡地の特性を生かした跡地利用を進めることとなっております。

西普天間住宅地区跡地は跡地利用の先行モデルと位置づけられておりますが、公共用地の先行取得について、当時の取得期限である返還までに取得が困難だったことを受け、平成27年3月に法が一部改正され、先行取得制度の適用期限が、返還から地権者への土地の引き渡しまで延長されております。

公共用地の先行取得以外にも、返還後の支障除去措置や給付金の支給などが現行法に基づき実施されているほか、一括交付金等の財政制度を活用し、跡地利用計画の策定や跡地開発が進められております。

最近の跡地開発事例のうち、アワセゴルフ場地区跡地では大型商業施設や医療施設等が建設され、中部圏域の拠点となる地域の形成が図られております。

西普天間住宅地区跡地においては、国、県、宜野湾市、琉球大学等が連携し、沖縄健康医療拠点の形成に向けた取り組みが進められております。

続いて230ページをお開きください。跡地利用に伴う経済効果について御説明いたします。平成27年1月に県が公表した那覇新都心地区、那覇小禄金城地区、北谷桑江・北前地区の3地区における経済効果になります。活動による直接経済効果について、3地区合計で返還前の約28倍となっており、今後跡地利用が進めばさらなる沖縄の経済発展等が期待

されることを示しております。

続きまして課題になります。駐留軍用地の跡地開発は県土構造を再編する好機であることから、跡地利用推進法に基づき、国、関係市町村、地権者等と密接に連携し、今後の跡地整備を円滑かつ確実に進めるとともに、跡地利用計画を早期に策定する必要があります。また、跡地利用計画の策定に当たっては、広域的な観点から総合調整を行い、潜在する発展可能性を最大限に引き出すよう取り組む必要があります。

跡地における産業機能の導入検討については、自立型経済の構築に向けた産業の集積・育成を図る一方で、公共的・広域的機能の導入の検討については、国際交流等の拠点形成に努める必要があります。

都市基盤整備においては、幹線道路の整備や公共交通ネットワークの構築に向けた検討を行うとともに、自然環境や歴史文化を生かした豊かな都市環境の形成に向けた検討が必要です。

また、跡地利用推進法については、令和3年度末までの時限法となっていることから、法の延長を国に求めていく必要があります。あわせて社会環境の変化等を踏まえ、現行法制度の拡充についても検討を行い、国に求めていく必要があります。

231 ページ 19 行目から 232 ページまでは、主な返還跡地の利用状況となっております。

続きまして、第3章 基本施策の推進による成果と課題及びその対策のうち、駐留軍用地跡地の有効利用の推進に係る成果、課題及びその対策について御説明いたします。600 ページをお開きください。

跡地利用推進のための各種施策を展開した結果、県民意識調査における「駐留軍用地跡地が沖縄県の発展のため、有効利用されている」の回答が、基準年と比べ4.4ポイント増加しております。なお、本章における成果、課題及び対策につきましては、先ほど第2章で御説明した内容と重複した箇所も出てまいります。重複した部分については、時間の関係上説明を割愛させていただきたいと思っております。

まず、成果について御説明いたします。跡地利用推進法で規定する制度等は、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の各種施策を展開する上で不可欠なものであることから、跡地利用推進法が制定されたことが一つの成果と言えると思っております。また、県、関係市町村が連携し、平成 25 年に策定した中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想についても、今後跡地利用を推進する上で重要な役割を果たすものであります。

返還予定面積が約 480 ha である普天間飛行場においては、これまでの取り組みの成果や

広域構想を踏まえ、跡地利用計画の策定に向けた中間段階の計画として、全体計画の中間取りまとめを平成25年3月に策定し、県民等へ情報発信を行うとともに、文化財等の調査を実施するなど、計画内容の具体化に取り組んでおります。

また、普天間飛行場において、県は将来の道路用地として必要となる17.15haの土地の先行取得を開始、平成29年度末時点において取得予定面積の約55%を取得しております。なお、土地の先行取得については、ソフト交付金を充当した基金が活用されております。

このほか、西普天間住宅地区跡地の事例に対応するため、法令の一部改正等も行っております。土地の先行取得期限の延長や、先行取得した土地を取得目的以外の用途で活用する場合の対象施設に関する規定など、国と調整の上取り組んでまいりました。

次に課題及び対策ですが、601ページから602ページ10行目までは、第2章の230ページと内容が重複しますので説明は割愛させていただき、602ページの12行目以降について御説明をいたします。

早期の跡地利用計画の策定に向けては、文化財調査等のための立ち入り調査が必要となりますが、平成27年の環境補足協定締結後、立ち入りの手続に時間を要していることから、立ち入りが円滑に認められるよう取り組む必要があります。

土壌汚染や不発弾等の支障除去措置については、返還された後、主権者に土地を引き渡す前に国が行っておりますが、地権者への土地引き渡し後に廃棄物等が発見される事例があることから、支障除去のさらなる徹底を求める必要があります。また、現行法において調査対象となっていない物質による土壌汚染等に対しても適切な措置が講じられるよう取り組む必要があります。

次に特定給付金についてでございます。返還された土地が主権者に引き渡された後3年間を上限として給付金が支給されますが、給付金の支給期間満了後に土地区画整理事業が行われるため、地権者が土地を使用できない場合、特定給付金が支給されることになっております。

特定給付金の支給期間については、それぞれの跡地ごとに政令で規定されることになっているため、関係機関が密に連携し、地権者が不利益を被らないよう取り組む必要があります。

土地の先行取得につきましては、沖縄県のほか北谷町、宜野湾市、浦添市、沖縄市及び北中城村が所在する駐留軍用地内で実施をしております。

返還予定時期が異なるといった事情はございますが、土地の先行取得の進展に遅れが見

られる箇所もあることから、さらなる公共用地の確保に向けた対応を検討する必要があります。

また、土地の先行取得は、道路、公園など特定事業を定めて行うこととなっておりますが、特定事業として活用する見込みがなくなった土地を異なる目的で活用できる場合の対象施設が限定されているため、対象施設の拡充を検討する必要があります。

続きまして、主要な関連制度としまして、土地の先行取得に係る税の優遇措置について御説明いたします。603 ページをご覧ください。

返還が予定されている嘉手納飛行場より南の駐留軍用地のうち約9割は民有地となっておりますが、跡地利用を図る上で一定規模の公共用地を確保するため、跡地利用推進法に基づき、特定駐留軍用地または特定駐留軍用地跡地において土地の先行取得を行っております。

特定駐留軍用地とは、返還が合意された駐留軍用地であって、その区域内における公有地等の割合が2割未満であるなどの一定の要件を満たし、かつ公有地の計画的な拡大が必要と認められる地域であり、また特定駐留軍用地跡地とは、特定駐留軍用地が返還された後も引き続き公有地の確保が必要と認められた地域を指します。

これら特定駐留軍用地等に土地を有する者が当該土地を地方公共団体に譲渡した場合、土地譲渡に係る所得について最大5,000万円の特別控除が適用されることとなっております。

当該税制優遇措置の活用実績については、平成25年度から平成29年度までの累計適用額で約293億円と推計されております。なお、土地を売却した個人が特別控除の適用を受けたかどうかの把握が困難であるため、県や市町村に土地を売却した人数や売却額をもとに推計した数値となっております。

続きまして、第4章 克服すべき沖縄の固有課題になります。跡地利用に関する記述は667 ページ以降となっておりますが、記載内容につきましては、第2章、第3章で述べてきたところと重複しますので、時間の関係上説明は割愛させていただきたいと思っております。

資料1の説明は以上となります。駐留軍用地跡地の有効利用の推進の文案につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

次に、眞喜志委員より資料5の委員提出意見書について御説明をお願いいたします。

【眞喜志委員】

県軍用地等地主会連合会の眞喜志でございます。時間が限られていますので、すぐ本文の説明をいたします。皆さんのお手元に意見書が回っておりますので、それに基づきまして説明いたします。

第3章、600 ページ 23 行、601 ページ 33 行、608 ページ 22 行、「国及び関係市町村」の表現を、「国及び関係市町村、地権者」と修正する理由について御説明いたします。

跡地利用推進法が掲げる基本理念の1つ(第3条第3項)には、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされるものとうたわれております。所有者等の合意形成は跡地利用の推進に欠かせないものであります。地権者の経済的な損失を防ぐためにも利害の調整を適切に行う必要があります。地権者抜きの合意形成では地権者の意向に反する取り組みによって不利益を被る可能性も否定できません。

そのことから、連携の対象を国及び関係市町村にとどめず、地権者まで拡充してもらいたいという意見表明でございます。

それから、2つ目、第4章、668 ページの40行、同法の「延長」を、同法の「拡充」という文言に修正していただきたいと思っております。

現行法を要望したときの未達成課題として、同法の自衛隊施設用地への適用や地主会が地主から委任を受けて給付金を受領する場合の事務経費負担、それから、給付金の支給対象となる面積要件の廃止、受給する給付金の支給限度額など、現行法においては課題等も少なからず残されていると思っております。

沖縄県においては、制度や施策の単純延長で解決するということではなく、少なくとも制度や施策を拡充させる方向で国との協議に臨んでいただきたいと思っております。

同じく 668 ページの40行について、関係者の意向を踏まえということで、追記する理由を申し上げます。

国に制度や施策等を求めていく際、関係者の意向を踏まえたものでなければ、その内容は制度や施策として不十分なものとなってしまいます。そのため、初めに説明した連携対象に地権者を加える理由と同様に、関係者の意向を踏まえた取り組みを行えるよう課題として明記していただきたいと思っております。

それから、第4章の669 ページ8行です。給付金の支給については、返還によって地権者が不利益を被ることがないように、支給限度額の撤廃に向けた取り組みが必要であると追記する理由について御説明いたします。

現行の給付金には、1年間1,000万円までという支給上限額と支給総額3,000万円までという限度額が規定されております。このように現行の給付金は所有者一人当たりに対する給付金、属人的な支給が規定されておまして、上限額が設けられることで必ずしも土地に対する給付金、属地的とはなっておりません。

統合計画は長年にわたって嘉手納飛行場より南の施設が返還される計画であります。上限が設けられていることによって、例えば一の地権者が所有する複数の施設の土地が期間を分けて返還された場合、先に返還された土地の使用収益までに時間がかかった等の理由から、支給総額の3,000万円の限度額に該当し、後の返還地では給付金が支給されなくなる可能性などが懸念されております。これでは、法の趣旨であります生活を保障する性質の給付金として不十分なものになってしまうと考えております。

また、一の所有者には各市町村も含まれておまして、市町村有地は広大なことから、1年間の支給上限額、支給総額の両方において給付金の限度に該当するリスクが大きいものがございます。

同法の第10条にうたわれている駐留軍用地の返還に伴う駐留軍用地跡地の所有者等の負担の軽減を図るという目的ののっとり、地権者の不利益を生じさせないよう支給限度額の撤廃に向け、新法制定等に対する沖縄県の取り組みを明記していただきたいと考えております。以上、私からの説明であります。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、事務局で方針説明がありましたらお願いいたします。

【事務局 宮平企画部参事】

眞喜志委員、御意見ありがとうございます。

それでは、眞喜志委員からの御意見につきまして、順を追って説明をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目の、地権者を加えてほしいというところでございますが、跡地利用の推進に当たっては、委員御指摘のとおり地権者や関係機関との連携は不可欠であり、跡地利用推進法においても、軍用地及び跡地の所有者等の協力について規定をされているところでございます。委員からいただいた意見を踏まえまして、御指摘いただいた箇所については、それぞれ「国、関係市町村及び地権者等」という表現に改めさせていただくことで考えております。

続きまして、2つ目の御意見でございますが、法の拡充を含め関係者の意向を踏まえと
いうところでございますが、今後返還予定である嘉手納飛行場より南の大規模な駐留軍用
地の跡地利用に当たりましては、県としましても現行法制度の延長とともに、社会情勢や
社会環境の変化等に伴う制度の拡充が必要であるという認識をしてございます。法制度の
検討に当たりましては、委員御指摘のとおり関係者の意向も踏まえつつ行うことが明確に
なるよう修文したいと考えております。

また、素案に記載のある跡地利用推進上必要となる制度や施策等を国に求めるという部
分に、法制度の拡充の意味を含めていたつもりでございますが、こちらもより明確になる
よう修文したいと考えております。

それから、3つ目の給付金関係の御意見でございますが、まず給付金制度につきまして
資料を準備してございますので、概要説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、担当から御説明させていただきます。

【事務局 篠田主幹(企画調整課)】

企画部企画調整課跡地利用推進班、篠田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、制度について説明させていただきます。お配りの資料3、調査審議に係る説
明の4ページ目をお開きください。

では、4ページの下側にある表について説明をさせていただきます。

給付金は、地権者に土地が引き渡された後、土地の使用収益が開始する日までの間地権
者に支給されるものとなっております。原則基地だったときの賃借料相当額が支払われま
す。ただし、支給期間は3年以内とされ、支給額についても上限額が年間1,000万円にな
っております。

特定給付金については、給付金が支給期間を満了した後、引き続き土地の使用収益が可
能とならない場合、具体的にはそのまま土地区画整理事業が行われる場合、給付金に引き
続き支給されるものとなっております。

特定給付金の支給額は、給付金同様年間1,000万円が上限になるわけですが、支給期間
につきましては、土地の使用収益が可能となると見込まれる時期を勘案して、政令でそれ
ぞれの区域ごとに定める仕組みとなっております。

制度の説明は以上となります。

【事務局 宮平企画部参事】

それでは、3つ目の御意見の回答をしたいと思います。

給付金の支給限度の撤廃等についての御意見でございますが、跡地利用の推進に当たっては、地権者が不利益を被ることのないよう取り組む必要があり、その点では委員御指摘のとおり、特定給付金のみならず、給付金についてもあわせて考慮する必要があると考えております。

今回の総点検報告書(素案)については、各種取り組みの成果や課題等に関する検証結果の報告でありますので、委員御指摘の支給限度額の撤廃などの具体的な制度の拡充案等につきましては、今後検討していくこととなります。

つきましては、委員御指摘の意見を踏まえまして、次のとおり修正させていただきたいと思っております。

修正(案)です。「給付金及び特定給付金の支給については、関係者の意向を踏まえつつ、地権者が不利益を被ることがないように取り組む必要がある」と修正したいと考えております。以上でございます。

【大城部会長】

どうもありがとうございました。

眞喜志委員の意見につきまして、部会委員のほうで何か御意見等がありましたらお願いいたします。

【眞喜屋専門委員】

眞喜志委員、貴重な御意見をどうもありがとうございます。私は、眞喜志委員の御意見に加えて、次の2点をご提案したいと思っております。

一つ目は、跡地利用に関する新たな立法を求めることです。現在の跡地利用推進法は、現行の沖振計終了と同時に期限を迎えます。これからは、時限立法のまま期間の延長や内容の拡充を求めるだけでなく、時限立法ではない恒久法として新たな立法を求めることも検討されているのではないかと思います。二つ目は、跡地利用を推進するために、県がもっと自由に使える基金の創設を求める事も含めてはいかがかと思っております。

先ほど事務局からもご説明がありましたように、跡地利用推進法によって、跡地での色々な事業がスムーズに進むようになってきていると思っております。しかし、特定給付金の支給期間は都市計画の実施状況と関連して限度が決まっており、土地の先行取得に関わる特別控除額には上限があります。すると、現状のように、返還前に環境汚染の状況などを把握できないとか、基準日の前日までに土地区画整理事業に係る一定の基準が満たされていないと支給できないような仕組みでは、スムーズな跡地利用の推進にはまだまだ課題があるのでは

ないかと思えます。

こうした状況を考えると、基地返還後、どの程度まで対応するべきかという問題はあると思いますが、現行法の継続や拡充だけでなく、新たな立法や県が自由に使えるような一括基金の創設も含めて検討してはいかがかと思えます。

【大城部会長】

ただいまのは眞喜志委員への質問というよりは、眞喜屋さんの意見ですね。

眞喜志委員についての質問とか確認したいことがありましたら、それを終了してから、各委員の跡地利用についての審議をしたいと思いますが、眞喜志委員の説明について何か御質問等はございますか。

【下地専門委員】

眞喜志委員の疑問等について、こういう不利益が生じるおそれが、今の特定給付金制度の中にあるかどうか確認をしたいのですが。要するに疑問を持っているというか、おそれを抱いているなら、それが事実かどうかの確認をしておきたいのですが、制度という意味で。

【事務局 篠田主幹(企画調整課)】

ありがとうございます。

今回の報告書(素案)にも不利益が生じるという記載がありますが、そこについて御説明させていただきます。

特定給付金がいつまで支給されるかは政令で定めますが、今は事例としてはアワセゴルフ場跡地、ライカムのところが政令で具体的に2年間と年限が打たれています。

これが今後普天間飛行場など480haと広がった場合に、端から端まで地権者はいらっしゃるわけで、全員が等しく使用収益が開始できる期間まで支給が受けられるのかどうかは、政令でどう定められるかなので、政令でしっかり補償される年限が打たればいいのですが、確実だとは今は言い切れない状況ですので、その辺を担保できるような仕組みがないものかとか、そういうところで地権者に不利益が生じる可能性があるのかなと考えております。

【下地専門委員】

わかりました。

【大城部会長】

よろしいですか。ほかに質問等がなければ、これで眞喜志委員の意見に対する審議を終

えたいと思います。どうもありがとうございました。

【眞喜志委員】

どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

(眞喜志委員退席)

【大城部会長】

それでは、議事全体の審議に戻ります。

仲宗根委員から跡地利用に関する意見書が提出されていますので、それから先に説明をお願いいたします。

仲宗根さん。

【仲宗根専門委員】

これまでの跡地利用については、商業施設、観光産業を主とした施設の導入が多いというのがありまして、商業施設というよりも、観光を主とする第3次産業はいろいろと外的要因に左右されやすいので、国際交流を見据えた産業関連、第3次産業関連ではなくて産業集積施設、具体的には思い浮かばないのですが、ぜひそういうものを検討していただきたい。例えば情報関係の大学を建設するとか、そこに関連の企業を集積させるとか、具体的には申し上げられませんが、第3次産業以外のものを発展させるような施設を今後は検討いただきたいということです。

【大城部会長】

ただいまの意見について、事務局から方針等何かありますか。

【事務局 宮平企画部参事】

御意見ありがとうございます。

今後返還が予定をされております嘉手納飛行場より南の大規模な駐留軍用地の跡地利用につきましても、先ほども御説明しましたが、関係市町村と県が連携しまして中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を策定しております。

同構想の基本方針の1つとして、産業機能の立地を促進する跡地振興拠点地区の創設を位置づけてございます。同構想におきましては、各跡地に導入が想定される産業機能としまして、国際物流・流通産業とか、医療・生命科学産業など、さまざまな産業機能が示されておりまして、各跡地の特性や地権者との合意形成を踏まえつつ、産業振興と機能の展開を図ることとしてございます。

なお、想定された産業機能はあくまでも現時点で展開が有望な産業でございまして、今

後の経済社会環境の変化を踏まえた新しい産業機能の立地を排除するものではございません。

県としましては、同構想が各市町村の跡地利用計画に反映されるよう、関係市町村と連携を密にして調整していくこととしております。以上でございます。

【仲宗根専門委員】

承知いたしました。

【大城部会長】

ほかに、跡地利用について御質問、御意見がございますでしょうか。

宮城さん、いかがですか。

【宮城専門委員】

特にございません。なかなか難しい問題で、地権者もいらっしゃることですから。

【大城部会長】

ほかに、どうぞ。

【瀬口専門委員】

素案の内容についてでもよろしいですか。230 ページの活動による直接経済効果のところですが、これの計算の仕方を教えていただきたいのですが、返還前と返還後の直接効果の内容は何かということ、あと返還前と返還後の直接効果は、例えば累積額とか、そういう値になっているのかどうかを教えていただきたい。直接効果としてはかっている期間が返還前と返還後でだいぶ違うのではないかという質問が2つ目です。

【事務局 篠田主幹(企画調整課)】

ありがとうございます。説明させていただきます。

沖縄県は、27年1月に経済効果に関する調査報告をホームページで公表しております。

返還前、返還後の数字の中身について、返還前は当時の地代収入、軍雇用者の所得、米軍等への財・サービスの提供額、基地周辺整備費等々、基地に関連して発生するものの合計となっております。

返還後は、跡地における卸・小売業、飲食サービス等、実際に経済活動が行われてきているものとなります。

この数字がどの時点のものかという2つ目の御質問ですが、ご覧いただいていた表からはわかりづらいのですが、単位が「億円/年」となっておりまして、1年当たり何億円という数字になります。ですので、一定程度まちが動き出して以降、年間で想定される経済活

動に伴う合計額という考え方をさせていただきます。

【瀬口専門委員】

ということは、返還前と返還後で年数は違うけど、その年数で割っているということになりますか。直接効果の累積額を年数で割っているような感じになるのですか。

【事務局 篠田主幹(企画調整課)】

ありがとうございます。

返還前の数字については、昭和 62 年に返還されるとしまして、その直近 5 カ年のそれぞれの数字、地代収入とか基地に伴う収入をそれぞれ足し合わせて、割る 5 にしたものを返還前の額という形で設定をしています。返還後については、毎年度の統計等を踏まえて、単年当たりこれぐらいという数字で積み上げているところになります。

【瀬口専門委員】

ということは、返還後は 1 年当たりの数字の累積額だということになりますか。

【大城部会長】

質問は、伸びていっているときにどこで切っているのかということだと思います。

【事務局 篠田主幹(企画調整課)】

すみません。少し説明が不十分でした。

積み上げという表現が適当ではないですが、もともと産業連関表に係数等を掛け合わせて算出しているものでして、この調査を行った当時の実際の数値を使って出した数字というのが正しい回答だったかと思います。申しわけございません。

【瀬口専門委員】

返還前と返還後の倍率が示されているものですから、倍率で示す以上は、分母と分子のバランスが、期間とか算出の仕方とか、そういったものが適正かどうかを確認する必要があるのかなというのと、もし問題ないようでしたら、備考をつけて算出の仕方を書いておいたほうがいいのではないかということです。

もう 1 つ気になったのは、返還された後にいろいろ建設の工事などが入るわけですから、そういう費用も入ってしまっているのではないのかが少し気になった点です。倍率で示されているものですから、分母と分子が比較可能なものなのか、一度検討していただけたらなと思いました。

【事務局 宮平企画部参事】

申しわけございません。しっかり資料を確認して、次回御説明をさせていただきたいと

思います。

【大城部会長】

ほかに何か御質問はございますか。どうぞ。

【真喜屋専門委員】

ご説明によると、直接効果を測る期間は、返還前後5年と仰っていたかと思います。返還された地区での都市計画は、施行に至るまでに環境汚染調査や不発弾調査などがあり、原状回復には相当長い年数を要する事例もあります。ご承知のように、返還後すぐに都市計画に着手し再開できるものではありません。直接効果として出されている数字の返還後の期間は、都市計画が完了し、土地使用収益が始まってからということでしょうか。

【事務局 篠田主幹(企画調整課)】

ありがとうございます。

5年間と申し上げたのは、返還前の数字をどう算出したのかというところでして、ここは実際の地代収入等をベースにしましたが、先ほども御意見をいただきましたけれども、返還後の数字の算出に関しましては、次回ご説明をさせていただきたいと思います。また、開発時点での数字につきましては、同じ報告の中で別途整備に関する経済効果という形で数字を出させていただいております。

ですので、今回ご覧いただいているものは、実際に開発が一定程度なされた後、サービス業等の経済活動が行われた数字を、調査時点の実績等をベースにして算出した形になっております。

【真喜屋専門委員】

ありがとうございます。続けてもう1点ですが、そうすると、返還後の開発スタートとしているのは、どの時点を基準として、返還地区の直接経済効果を測定されているのでしょうか。

【事務局 篠田主幹(企画調整課)】

具体的に調査の際にどの時点からどの時点の数字かは、調査報告書を確認の上、次回回答させていただきたいと思います。

【大城部会長】

ほかに何か。

【瀬口専門委員】

もう1点確認いただきたいのですが、右側の数字は、新都心地区と3つの地区の単純合

計になっていますよね。ただ期間が違うので、物価水準とかが違う可能性があるわけです。

なので、単純合計でいいのかも一度確認を検討いただくのがいいかなと思いました。

【大城部会長】

どうぞ。

【藤田専門委員】

開発時点の経済効果という表現をされていますが、例えば汚染の除去とか、そういったことは公共事業なので、なければやらなくても済んだいわゆるコスト、損失として考えるべき側面もあると思います。そのあたりをどう表現したらいいかわからないですが、県民にとっては必ずしもプラスオンリーではないと思いますので、そこはきちんと表記したほうがいいのかなと思うのが1点。

そういった整備費は、果たして県内の企業であるとか、県民に還元されているものなのか、県外の企業が受注していたりする場合もあると思いますが、こういったことは県内へのベネフィットと、県外が持っていくベネフィットとは、この中では区別されているのか、されていないのか。そのあたりを確認させてください。

【事務局 篠田主幹(企画調整課)】

申しわけありません。県外への移出とか、その辺について調査報告書を確認して、次回回答させていただきたいと思います。

【大城部会長】

僕も1つ確認したいのですが、229ページの20行目、駐留軍用地跡地利用推進協議会の設置が規定されたと書いてありますが、どういう人で協議会が構成されるのかということと、その協議会にどういう権限が与えられているのかの説明がほしいと思います。

文章を読んだときに、真喜志委員からの質問も、跡地利用を計画するときに地権者の要望がどう反映されるかという心配があるのではないかと思いましたが、それを担保するような委員会とか仕組みについての関連で、推進協議会の構成、権限等について教えていただきたいと思います。

【事務局 篠田主幹(企画調整課)】

跡地利用推進法の中で協議会については規定されておりまして、いわゆる法定協議会と呼んだりしております。

構成については、特命担当大臣、それ以外の国务大臣のうちから内閣総理大臣が指名する者、沖縄県知事、関係市町村の長が組織するという規定になっております。

開催実績については、これまでに3回開催されております。25年、26年にかけてと記憶していますが、当時は特に今後返還が見込まれる西普天間の跡地利用をどのように進めるかと、先行モデルとして位置づけられておりますので、そういうところの協議等々が行われております。

【大城部会長】

そうしますと、大体行政関係者という感じですね。

【事務局 篠田主幹(企画調整課)】

地権者でありますとか、関係機関の参加状況については、今手元に資料がないので確認をさせていただきたいと思います。申しわけございません。

【大城部会長】

それからもう1つ、跡地利用の経済効果ですが、例えば那覇新都心地区、返還前は小さくて返還後大きくなったということですが、仲宗根委員の質問とも関係すると思いますけれども、商業施設をつくってもお客さんが流れていってしまって、トータルとしてはどうだったのかの疑問がいつもありますが、この辺についても確認する必要があるかなと思いますがどうですか。

新しくできると、別の商業施設からお客さんが流れていって、トータルとしてはそれほど増えなかったという可能性もあるのではないかと思うものですから、1つの施設だけではなくて県全体に対してどういう経済効果があったのかの検証もやっておく必要があるかなど。商業施設ばかりつくっていても、お客さんの奪い合いになってしまいますので、何か新しい展開をするためにも、そういう検討も必要ではないかと思います。

これは別に即答する必要はなくて、次の機会にでももし何かあればまた説明してください。

軍用跡地についてほかに御意見ありますか。

【真喜屋専門委員】

2点教えて下さい。

229ページに、平成25年1月に新たに中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を策定したとあります。とてもいいお取り組みだと思います。と言いますのは、私の知る限りですが、県は、「国際都市形成構想」以降、このような広域での跡地利用に関わる構想を策定されていなかったのではないかと思います。県が、積極的に跡地利用に関するマクロビジョンを描かれることは重要なことです。なぜ、この時点での策定となったのかの背景を教

えていただきたいというのがまず1点目です。

もう1点は、603ページの37行目にある租税特別措置の活用実績の推計値についてです。先ほど計測については推計というご説明がありましたが、もし可能でしたら、次回以降でも結構ですので、どのように算出されたのか、計算式があると非常に分かりやすいので教えて下さい。

【事務局 宮平企画部参事】

御意見ありがとうございます。

まず広域構想についてでございますが、平成22年3月の沖縄21世紀ビジョンにおきましても、中南部における返還が予定されている嘉手納飛行場より南の基地跡地利用は、中南部都市圏の都市構造を再編する大きなインパクトを持っており、この跡地利用を沖縄の自立経済の構築につなげていく必要があると示されております。

また、沖縄県全体の振興発展の観点からも、返還が予定されている中南部都市圏の基地の跡地全体を総括する広域的な構想を、県が主導して関係市町村とともに策定する必要があるだろうということ。それからこれまでの跡地利用の大半が商業サービスと住宅の用途が中心であったと、人口が伸び悩む中で、これまでの開発手法ではお互い競合してしまうというところもございまして、県のほうで関係市町村と連携しまして、中南部都市圏を一つの都市という捉え方で広域構想を策定してございます。

【事務局 篠田主幹(企画調整課)】

税の特別控除の試算についてですが、改めて次回御説明させていただきます。

【大城部会長】

ほかにありますか。

【下地専門委員】

統計資料を見直すというお話でしたが、経済効果について桑江・北前地区だけがべらぼうに倍率が高いですけど、これは何か特殊要因でもあるのですか。

【事務局 篠田主幹(企画調整課)】

ありがとうございます。ここは返還前の数字が、億円単位でゼロに近くなっておりまして、その影響でこれだけ倍率が上がっているのと、別途雇用者というのもありますけど、こちらも皆増になっています。

当時そこはハンビー飛行場という飛行場でしたので、返還前は経済的な算出上の数字は大きく上がってなかったということを受けて、このような倍率になっております。

【大城部会長】

分子が大きいのではなくて、分母が小さかったということですね。

ほかにございますか。どうぞ。

【高平専門委員】

資料1の604ページですけども、特定駐留軍用地等における土地取得実績のところですが、先行取得に関して、国はないですけども、県及び関係市町村等の連携を含めといったことがここだけ一切書かれてない。

瑞慶覧はもう終わっていますが、例えば瑞慶覧であれば、沖縄県、宜野湾市、宜野湾市土地開発公社が絡んでいるにもかかわらず、連携して連絡を取り合っているような形跡はこの文章では見えない。

ほかの章では、やたら関係市町村と地権者等と連携を含めとか、連絡を密にしてとか、いろいろなことが入っているにもかかわらず、先行取得制度に関してはそういうところのコメントがないので、これはぜひ入れていただきたい。

そうでないと、地権者の方々を含め、誤解を招くのではないかという危惧を持っております。

【事務局 宮平企画部参事】

ありがとうございます。ぜひ検討させていただきたいと思います。

【大城部会長】

ほかになにかございますか。

なければ10分間休憩して、10時55分から議事3について審議したいと思います。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時52分 再開)

【大城部会長】

それでは再開いたします。

次第の議事3の(1)社会経済フレーム(計画展望値)の動向について、事務局から説明をお願いいたします。

4. 議 事 3 (調査審議)

(1) 社会経済フレーム(計画展望値)の動向

【事務局 高嶺副参事(企画調整課)】

企画調整課の高嶺と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、総点検報告書(素案)の第2章の3 社会経済フレームの動向について御説明いたします。お手元の資料1の286ページをご覧ください。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、計画に基づき実施されるさまざまな施策・事業の成果を前提として、令和3年における沖縄県の人口及び社会経済のフレームを展望値として示しております。

人口、労働力人口、県内総生産、一人当たり県民所得の現状と達成見通しについて、286ページから289ページにかけて記載しております。

まず人口の動向についてですが、復帰時96万人であった本県の人口は、高い出生率に支えられ一貫して増加しており、平成29年には144万4,000人と展望値で掲げた140万人を前倒しで達成しております。

次に、労働力人口・就業者数については、15歳以上人口の増加を背景に労働力人口は増加基調で推移しており、また、平成24年以降の好景気に支えられ、雇用情勢も大幅に改善したことにより、労働力人口及び就業者数ともに展望値を達成しております。

また、完全失業率も平成29年は3.8%と27年ぶりに3%台を達成しており、引き続き県経済が好調に推移すれば、令和3年度の展望値4%は達成できると見込んでおります。

続いて287ページの下の県内総生産・県民所得についてです。

平成27年度の県内総生産(名目)は4兆1,416億円となっており、令和3年度の展望値は5兆1,439億円ですので、達成割合としては80.5%となっています。これは、全国的な景気回復が進む中、沖縄振興一括交付金等を活用した観光分野などの産業振興の取り組みが経済成長を強く後押ししたことが、全国(1.9%)を上回る経済成長(2.5%)の達成に寄与したものと考えています。

なお、先月公表されました平成28年度の県内総生産は、名目で4兆2,820億円(+4.2%)、実質で4兆1,320億円(+3.2%)と引き続き高い経済成長となっております。残りの計画期間中も、景気が好調さを維持し3~4%の成長率で推移したと仮定すると展望値は達成できると考えております。

また一人当たり県民所得も、平成22年度の207万円から平成27年度は217万円と、10万円(+4.8%)の増加となっています。こちらも、平成24年度から27年度の年平均増加率3.1%で推移すると仮定すれば、令和3年度には271万円に近い水準まで増加するものと見込んでいます。

290ページに、第1次から現行計画のフレームの達成状況をまとめております。

第2次計画までは順調に経済成長しておりましたが、その後は3次振計期間中にバブル崩壊など全国的な不況の影響があり、6～7割程度の達成率となっております。現行のビジョン基本計画では、人口や労働力は29年度までの実績ですが、達成率は9割を超えており、県内総生産や一人当たり県民所得は、27年度までの実績ではありますが、達成率は80%を超えており、前回、前々回の振興計画を上回るペースで推移していると考えています。

291 ページからは、復帰以降の人口の動向について詳しく分析しております。292 ページは自然増減や社会増減の推移となっております。

総人口は増加しておりますが、近年は出生数が横ばいで推移する中、死亡数が増加しており、人口の増加幅は縮小傾向にあります。社会増は景気の影響で左右されていますが、転入と転出がほぼ拮抗している状況で、復帰後からの人口増加のほとんどが自然増によるものとなっております。

294 ページをご覧ください。年齢別人口の構成比と地域別人口の推移を示しております。図表 2-3-11 を見てもわかるとおり、本県でも65歳以上の割合が高まっており、平成24年には15歳未満の年少人口の割合を上回り、平成29年には21%に達しており、本県もいよいよ超高齢社会に突入したことが伺えます。

地域別では、北部地域は、リゾート開発が進む名護市、恩納村を中心に若干増加しております。中部、那覇、南部地域は人口増加が顕著であり、この3地域だけで約118万人と総人口の約8割を占めています。一方で離島については、八重山地域が増加傾向にありますが、それ以外の南部離島、宮古地域は減少が続いています。

次に297 ページをご覧ください。最近の人口構成の特徴として、在留外国人の増加が挙げられます。平成29年の在留外国人の数は1万3,858人となっており、人口増加率も日本人を上回っており、平成28年から平成29年にかけて増加した人口3,889人のうち4割に当たる1,428人が外国人となっております。昨今の企業の人手不足の影響もあり、在留外国人の増加は当面続くものと思われれます。

297 ページの後半から人口に関する課題が整理されております。

総人口に占める現役世代の割合が低下し、本県も超高齢社会になる中で、出生数の増加や移住など社会増をいかに増やしていくか、また都市機能が集中する中南部地域への人口集中や、離島・過疎地の人口減少にも歯止めがかからない状況となっており、地域の均衡ある発展をどうしていくべきか対応が求められます。

令和4年度から始まる新たな振興計画期間中には、自然減による人口減少社会が到来する可能性も高まりつつあり、生産年齢人口が減少する中においても持続的に発展していく社会経済をどのように築き上げていくべきか、県民全体で議論を深めていく必要があると考えています。

299 ページをご覧ください。対応の方向性としては、県では平成26年に沖縄県人口増加計画を策定しており、その中で、ア 自然増を拡大するための取り組み、イ 社会増を拡大するための取り組み、ウ 離島・過疎地域の振興に関する取り組みが位置づけられており、政府による人口減少克服に向けた取り組みとあわせ、長期的視点に立ったきめ細かな施策を推進していくこととしております。

以上が人口に関する現状と課題の説明でした。

続きまして、労働力の動向についてです。

302 ページをご覧ください。労働力人口、就業者数は順調に伸びております。図表2-3-23にありますとおり、労働参加率はほぼ全ての階層で全国平均を下回っております。今後、生産年齢人口が減少する中で、就業者数を確保していくためには、労働参加率を高めていくことも重要だと考えています。

303 ページをご覧ください。産業別就業構造についてです。

図表2-3-24からもわかるとおり、観光リゾート産業の進展等により第3次産業が大幅に伸びており、昭和47年の22万人から平成29年は55万人と33万人増加し、構成比も79.9%と本県の雇用の受け皿となっています。

一方で、第1次産業は6万人から3万人に半減し、構成比は4%台にとどまっています。

第2次産業は公共事業費の影響で建設業が増えたものの、製造業が伸び悩んだため、全体として2万6,000人増加していますが、産業構成比は21.1%(S47)から14.8%(H29)に低下しています。

304 ページの図表2-3-26をご覧ください。産業別就業者の全国との比較となります。農林水産業は全国よりわずかに高い一方で、製造業は全国の3分の1にとどまっている状況です。

305 ページには失業者数と完全失業率の復帰からの推移を示しています。平成13年に8.4%あった失業率が平成30年は3.4%となり、5万人以上あった失業者数も近年は3万人以下にまで減少しております。また、有効求人倍率も、平成23年以降全国と同様に増加しており、平成29年は復帰後初めて1倍台を記録しております。

306 ページをご覧ください。外国人労働者数の推移と内訳の図がありますが、平成 24 年から増加基調で推移しており、平成 29 年は 7,310 人となっております。国籍別に見ると、以前は中国やフィリピンが多かったのですが、現在はネパールやベトナムの労働者が急増しております。

次に労働力の課題についてですが、平成 24 年以降、雇用情勢は着実に改善しており、完全失業率も 3% 台に低下したことから、雇用機会や就労の場の創出という量的な課題は解消に向かいつつあります。

一方で、賃金水準や正規雇用の割合が全国よりも低く、厳しい労働環境を背景に雇用のミスマッチが生じております。

308 ページの図表 2-3-34 をご覧ください。職業別有効求人倍率を見ると、管理職や専門職のほか、サービス、輸送、建設、福祉関連の職業で人手不足が顕著となっており、経済成長のリスク要因となり得ることから、人手不足対策は喫緊の課題となっております。

さらに、給与総額が全国よりも低いことや労働環境の問題から離職率が高い傾向にあり、ワークライフバランスの推進や働きやすい職場環境づくりにも取り組んでいかなければなりません。

また、これから生産年齢人口が減少していくことから、女性や高齢者の労働参加率を引き上げていくことも重要ですし、外国人労働者の受入体制も含め、多様な働き手の参画に向けた環境整備に官民挙げて取り組んでいくことが重要と考えています。

続きまして、主要な経済指標の動向になります。

312 ページをご覧ください。まず経済成長率の推移ですが、県内総生産の名目での成長率の推移を図表 2-3-38 に示しております。

昭和 47 年度から昭和 56 年度までの第 1 次沖縄振興開発計画期間中の成長率が +15%、昭和 57 年度から平成 3 年度までの第 2 次計画期間中が +6.4% と順調に伸びていましたが、第 3 次計画期間中にはバブル崩壊の影響もあり、経済成長率は +2% となりました。また平成 14 年度以降の前振興計画期間中には、全国的な経済不況や公共事業の大幅削減、リーマンショックによる世界経済の落ち込み等の影響を受けて +0.2% と低い成長となりました。

その後、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画がスタートした平成 24 年度以降は、全国的な景気回復や入域観光客数の大幅な増加を背景に設備投資や民間消費が増加し、平成 27 年度の経済成長率は 4.7% となり、計画期間中の 4 年間の年平均成長率は 2.5% となっております。

313 ページをご覧ください。こちらは支出項目別の推移となっています。図表 2-3-39 にもあるとおり、民間最終消費支出が県内総生産の約 6 割を占めておりますが、伸び率が最も高かったのは総固定資本形成で、平成 24 年度から平成 27 年度の年平均増加率は 6 % となっています。これは、ホテルや商業施設の設備投資や公共投資が堅調に伸びたことなどが要因と考えています。

次に産業構造についてですが、県内総生産について産業構造別に見ると、ご承知のとおり第 3 次産業のウェイトが高く、近年は宿泊・飲食サービス業や情報通信、運輸部門、福祉部門の分野でも堅調に伸びてきております。

次に 317 ページにいきます。一人当たり県民所得の現状です。

昭和 47 年度に 44 万円であった県民所得は、平成 4 年度に 200 万円を超え、平成 27 年度は 217 万円と増加しております。一人当たり国民所得との格差では、復帰時の 59.5% から平成 27 年度は 70.8% と格差は縮まっておりますが、依然として全国最下位を脱却できていない状況となっています。

以上が主要経済指標の現状の説明となります。

続いて社会経済フレームの課題について御説明いたします。

総点検報告書では、317 ページの 30 行目から経済成長の課題が、318 ページに産業構造や一人当たり県民所得の課題がそれぞれ記載されております。この中でも特に重要な一人当たり県民所得について説明いたします。

318 ページの 35 行目をご覧ください。一人当たり県民所得は、復帰以降着実に伸びていますが、依然として全国の 75% にとどまっています。

なお、39 行目に所得格差は復帰時の 30 万円から平成 27 年度は 89.3 万円に拡大したという記載がございますが、全国比は縮小しており、物価変動を加味した場合、増加額が全国の 75% にとどまっているから、格差が広がったという表現は適切でないと思われまので、大変申しわけございませんが、当該記述は後日見直しを行いたいと考えております。

県としては、県内総生産の伸びほどに一人当たり県民所得が伸びておらず、全国との格差が縮まっていないことが、経済成長の恩恵を県民が十分実感できない要因の一つではないかと考えております。このため総点検では、なぜ格差が縮まっていないのかを明らかにする必要があると考えています。

319 ページをお開きください。その中段の数式をご覧ください。県民所得を総人口で割ったものが一人当たり県民所得ですが、これは所得生産比率、労働生産性、修正就業率の

3つのかけ算であらわすことができます。県民所得を構成する3つの要素に着目して、各構成要素が全国との所得格差にどのような影響を及ぼしているか検証を行っています。

320ページの図表2-3-45の表のグレーの部分が全国と沖縄の県民所得の差となっています。平成18年以降、3つの構成要素がどれだけ寄与したかを中段のグラフで示しております。

これによると、労働生産性に起因する格差が最も大きく、平成18年度にマイナス70.5万円、率にして60%程度だったものが、平成27年度にはマイナス80.7万円とその差が10万円拡大しております。

その理由としては、沖縄県全体の労働生産性が全国平均の75%以下の水準にとどまっていることや、卸・小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉といった労働生産性が全国的にも低いとされる業種に多くの労働者が就業していることが要因ではないかと考えています。

こうした課題に対しまして、生産性の高い産業を新たに誘致して産業構造を大きく変えていくことは時間もかかることもあり、全ての産業において経営の効率化や人材の高度化、技術力のイノベーションを促進し、労働生産性の改善を図ることで、県全体の稼ぐ力を底上げし、一人当たり県民所得の全国格差を是正していくことが、県民が豊かな暮らしを実感できる社会経済をつくり上げていく観点から極めて重要な課題ではないかと考えています。

321ページの36行目をご覧ください。財政依存度についてですが、復帰後の集中的な社会資本の整備により、昭和49年度に36.6%と急速に高まって以降、平成元年ごろは30%を下回る時期もありましたが、バブル崩壊後の経済不況時は全国的に財政依存度が高まったこともあり、平成16年度以降は30%台後半で推移しており、平成27年度は38.8%と全国でも5番目に高い状況となっています。

今後、高齢化等に伴う社会保障関係費の増大や大規模な跡地開発など大型プロジェクトの実施により政府関係支出は高まることが想定されますが、民間消費や企業設備投資等を促進し、産業の活性化による経済規模の拡大を通じて財政依存度を相対的に低下させていくことが重要と考えています。

続いて、移輸出入の動向について御説明いたします。332ページになります。

本県は第3次産業中心の産業構造のため、復帰前から移入超過の状態が続いています。移出入差は昭和47年度のマイナス1,419億円から平成27年度はマイナス6,870億円と金

額ベースでのマイナス幅は拡大しましたが、県内総生産に占める割合は16.6%となり、昭和47年度の30.9%から14.3ポイント低下しています。

その要因としては、観光客数の増加に伴い、観光収入が大きく増加したことによる移輸出額が増加した一方で、総人口の増加に伴う個人消費の増加により、消費財や原材料等の需要増により移輸入額も増大しております。

なお、石油製品については、平成27年に石油事業者による石油精製事業が停止したことを受け、原油の輸入と石油製品の輸出がともに大きく減少しています。

本県のように製造業などの生産部門が弱い地域においては、人口や観光客数の増加や経済規模の拡大による消費の拡大、設備投資や建築資材の調達などで県外からの移入に頼らざるを得ず、県内の需要を域内生産で全て賄うことは現実的ではないと思われます。しかしながら、地域で生産できる製品や提供可能なサービスについては可能な限り県内で調達し、県外への所得流出を抑制していくことが、移入超過の状況を改善し、県内の経済循環を高めていく観点からも重要と考えています。

続きまして、基地関連収入についてです。323ページの25行目からです。

県民総所得に占める基地関連収入の割合は、復帰前は約3割、復帰時には15%程度となっていました。復帰後の基地返還やそれに伴う基地従業員数は減少したものの、土地価格や従業員の給与水準が上昇したことにより、基地関連収入は昭和47年度の777億円から平成27年度は2,305億円と3倍に増えております。しかし、県民総所得もこの間約8倍以上に伸びたため、相対的に基地関連収入の比重は低下し、現在は5%台で推移しております。

今後、相当規模の基地返還が進み、基地の跡地利用が進展すれば、基地関連収入の占める割合は一層低下していくことが予想されます。

最後に324ページをお開きください。経済フレームの動向、課題を踏まえ、今後の対応方向について整理しております。

県としては、平成24年度以降、全国的な景気回復を追い風に、一括交付金を活用した産業振興・雇用創出の取り組みが相乗効果となって民間需要等を刺激したことで、県内総生産の増加や完全失業率の改善など、これまでにない大きな成果があらわれたと考えています。

一方で、一人当たり県民所得で見ると全国最下位の状況は変わっておらず、県民が経済成長と暮らしの豊かさを実感できる社会の実現は道半ばであります。このため、全ての産業について高度化・高付加価値化を図り、企業の稼ぐ力や生産性を底上げしていくことで

一人当たり県民所得を引き上げていくことが重要と考えています。

また、人手不足が深刻化する中、近い将来には人口減少・超高齢社会への対応や子どもの貧困など所得格差をどうやって解消していくべきか、10年後、20年後の持続的な経済成長を実現する上で、今後の経済政策、社会政策の方向性について御議論いただければと存じます。

長くなりましたが、事務局の説明は以上となります。

【大城部会長】

ありがとうございました。

次に本議事につきまして、仲宗根委員から、それから他部会からの意見も出ています。まずは仲宗根委員からの意見書に関する説明をお願いします。

【仲宗根専門委員】

若者の非正規者が多いというお話がございました。2章の309ページ、沖縄県の調査によると事業所が把握している離職の理由として、体調不良、出産、育児、介護を理由とするものが39.5%で、給与云々とありますけれども、図表2-3-37によると、310ページの離職の理由では、「他に就きたい仕事がある」が47.8%で一番多いです。だけどこの記載がありません。一番多いのにどうしてここは記載してないのかということが1つです。

306ページの36行目に、15歳から34歳の非正規雇用が多いとあります。そこも兼ね合わせると、労働環境だけではなくて、若い頃のキャリア教育が必要ではないかと思いますが、明記がないものですから、そこらへん検討いただきたいという提案でございます。

【事務局 高嶺副参事(企画調整課)】

お答えいたします。

これまで高い完全失業率の改善を県政の重要課題と位置づけ、雇用の量を増やすために、就労支援から学生のキャリア教育に至るさまざまな施策を展開した結果、雇用情勢が大きく改善しておりますが、その一方で非正規雇用や人手不足といった新たな課題がクローズアップされるようになりました。

その背景として、離職された方の意見の中に、賃金等含めた職場環境に要因があることが明らかとなっていたことがありますので、そこを強調したためにこのような書きぶりとなっております。

ただ、委員御指摘のとおり、働きたい仕事につけていない人が50%近くいることは依然として大きな課題ですので、報告書に追記する方向で検討をいたしたいと思います。

【仲宗根専門委員】

よろしく願いいたします。

【大城部会長】

それでは、他部会からの意見について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局 武村副参事(企画調整課)】

それでは、資料6の3ページをお願いいたします。基盤整備部会の専門委員 平良敏昭様よりいただいております。

1 計画展望値について、これまで沖縄振興計画においては計画展望値を設定していたが、新しい計画では目標値を定めるべきとの御意見でございます。

次に4ページ目、産業振興部会専門委員 鈴木和子様よりいただいております。

沖縄の史料に関しては、文化、歴史、沖縄戦に関するものは多いが、社会の動力となっている経済に関する史料が少ない。統計データだけでなく、その背景に関する分析を加えた調査研究史料が必要であるという御意見をいただいております。

いずれの御意見につきましても、別紙2-3、自由意見書の様式として整理いたしまして、総合部会の皆様の御了解がいただければ、12月の県の審議会への総合部会の最終報告の中に盛り込ませていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

【大城部会長】

それでは、議事3について委員の皆様からの意見を賜りたいと思います。

【仲宗根専門委員】

すみません。少し見落としをしまして、297ページの図表2-3-16、沖縄県内の日本人及び在留外国人の増加数とありますが、日本人という表記にすると、沖縄の人は日本人ではないのと、私はパッと読んでそういう印象を受けたものですから、これはきちんと県外からの転入者とか県外からの移住者とか、そういう表記にしたらどうかと思いましたが、そこはあえて日本人としたのでしょうか。

【事務局 高嶺副参事(企画調整課)】

今御指摘のありました記述についてですが、297ページの図表2-3-16は、県の推計人口を参考に作成したものであります。この推計人口の統計の中で、総人口の内訳として日本人と外国人の2つが記載されていることから、総点検でも日本人という表記を使用しております。

なお、日本人には、県外からの転入者だけでなく出生数も含まれていますので、県の推

計人口の統計資料を参考にこのような記述にさせていただきます。

【仲宗根専門委員】

県内の人も含まれているということですね。

【事務局 高嶺副参事(企画調整課)】

はい。

【仲宗根専門委員】

大変失礼いたしました。承知いたしました。

【大城部会長】

ほかに御意見、どうぞ。

【島袋副部会長】

資料1の320ページから321ページの労働生産性ですけれども、沖縄の県民所得が低いのは、労働生産性がそもそも産業として低いサービス業の比率が高いからということで、320ページの35行目に、「労働生産性が全国的にも総じて低く」とあるので、サービス業の生産性が低いのは沖縄県民だけではなくて日本全体の問題ですね。

なので、比較するのであれば、日本全体のサービス業の生産性と比べて、沖縄のサービス業の生産性がどうなのかを知りたいということと、もし日本全体で生産性の低いサービス業においてですら、沖縄のサービス業は全国平均より低いなら頑張らないといけません。生産性の低さの理由は経済学会でいっぱい言われていて、やはり日本の法律等々日本全体の制約もあって、沖縄だけの問題でもないの、まずは沖縄のサービス業の労働生産性の全国平均との乖離がどれだけ大きいのかを明らかにして、あと321ページの32行目から33行目に、全ての産業における労働生産性を改善するのが最重要課題であるという、もちろんこれはわかりますけど、生産性を改善する具体的な中身を考えると、格差は生まれますよね。できのいい人とできの悪い人が今優しく支え合って生産性が低い日本なので、要するに生産性の高い国々は、業績連動型であったり、能力に応じた所得分配になっていたりして、私はこっちに賛成ですけど、沖縄らしい優しい社会みたいなものとは矛盾はあるなと思ったので、最重要課題というのはそういう覚悟もありつつの言葉かなという気持ちもありまして、でもこれは文言変更とかを要求しているわけではなく、単なるコメントです。以上です。

【大城部会長】

最初の質問について。

【事務局 兼島主幹(企画調整課)】

企画調整課の兼島といいます。生産性について説明したいと思います。

321 ページの図表 2-3-47 に沖縄県と全国の業種ごとの生産性の比較がありまして、例えば少し右のほうの宿泊・飲食サービス業は全国とほとんど生産性の差がないことがわかっています。製造業とか全国より沖縄が低いものがある中で、実は宿泊サービスは結構頑張っているといえますか、全国に決して引けをとらない生産性にあるものの、青の折れ線グラフで沖縄の就業構造を見た場合、高い水準に來ている産業を見ていただくと、例えば卸・小売りとかは全国とほとんど変わらないですけど、宿泊・飲食サービスは沖縄が 11.9%、全国は 8.7%、医療・福祉も沖縄は 17.2%で全国は 13.0%で、全国的にも生産性が低いと言われる業種に沖縄の就業者が多く集まっていることが、県全体の生産性を下げているのではないかという意図で、320 ページ後半の記載はしていますので、宿泊サービス業の生産性が低いからではなくて、沖縄だけでなく全国も生産性が低い産業に多くの雇用が集まるのが、全体が上がらない要因だろうと、そういう分析になっています。

生産性を上げていくためにどういう取り組みがあるかですが、企業において設備投資をしたり、もしくは人材育成、場合によっては非正規だったものを正規化して賃金を上げていくことで、働く人のモチベーションが上がることで生産性が上がっていくと、いろんなやり方があるだろうと思っていて、必ずしも生産性を高める取り組みをやるのが格差を生むという認識を我々は持ってはいないですけど、いずれにしましても今後、次の計画の中で生産性をどうやって高めていくかみたいなものは、現在、我々企画部でも調査事業をやっています、この辺を深掘りしていった調査を踏まえて、次の計画に生かしていきたいと思っております。

確かに御指摘のとおり、労働生産性を改善することが最重要課題と言い切っているかどうか議論もありますので、ここはまた引き続き県の中でも検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

【大城部会長】

ほかに何か。

【下地専門委員】

ほかの部会からの意見に関してお聞きしたいのですが、基盤整備部会専門委員の方から出てきている計画展望値を、新しい計画で目標値に変えるべきだという意見ですけど、これは何か理由があるのでしょうか。今の計画展望値だところがおかしくなっ

きているので、目標値に変えるべきだという多分意見だと思いますけど、その辺のところを細かくお聞きしたいのですけど。

【事務局 兼島主幹(企画調整課)】

ありがとうございます。復帰後、第1次振興開発計画から現在までの振興計画には毎回、常に計画の中に社会経済展望値を設定しております。これは、計画に基づくいろいろな取り組み、事業を総合的にやった成果を前提に、目標年次には沖縄の人口、産業はこれぐらいになるだろうというものを展望したものであり、県計画の目標値という位置づけではありません。

基盤整備部会の平良委員も、かねて県で部長をされていまして、このことはずっと気になっていたのだらうと思いますが、これだけ景気もよくなってきているので、改めて一人当たり県民所得などを目標値に位置づける時期に来たのではないかという趣旨で御意見を伺されたと思われま。

県としても、一人当たり所得などは目標値として設定していくことも今後検討していく必要があるのかなと思っていますけども、例えば人口とか、県の施策だけで増減させづらいものを目標値として置いていいのかどうか。目標としての設定が難しい指標も含まれていますので、今後次期計画の策定に当たっての問題提起として、社会経済フレームをどう位置づけるかは県でも今後の課題として検討していきますので、来年以降の総合部会で次期計画の検討をされる際に、フレームの位置づけについて御議論していただければと思っています。

【仲宗根専門委員】

もう1つよろしいですか。先ほどの労働生産性とか一人当たり県民所得にも関連しますが、沖縄は観光産業に頼りすぎると思います。その割に、例えば資料の770ページ、施策展開3-(2)-カ 産業間連携の強化のところ、宿泊業の飲食部門における県産原材料の使用の割合がすごく低いです。観光業も伸びて、ホテルの設置も伸びて、そこで働く人もいて、観光客もこんなに伸びているのに、どうしてこれはこんなに伸びないのか。

それから776ページ、ものづくり産業、工芸品がずっと40億円、伸びていないです。逆に減っているのかな。41億円が40.2億円。目標値65億円ですけど、お土産品としてあまり伸びてない。こんなにいっぱいいるのにどうしてなのかなというのがあります。

要するにうまく利用されてない。こんなに伸びているのにというのがあって、一方そこで見たのが、1次産業も落ちている、2次産業も落ちている中で、フロンティア型農林水

産業の振興ということで6次産業がありますよね。775 ページ。こちらが意外と伸びています。150 億とか244 億、工芸品より伸びています。

だから、1次産業を2次産業で加工品をつかって観光客に売っていくのか、あるいはいろいろな6次産業の形態が最近増えていて、県も確かに支援はしていますけれども、特に過疎化が進むところとかでこういったのを強力に支援していくという施策も今後は考えられるのではないかと思います。

要するに、申し上げたいのは、観光産業がこんなに伸びているのに、どうして関連するものが伸びないのかということを上げたいということです。

それとあまりにも観光産業に、労働生産性もそうですけど、そこだけに頼ると外的要因で全部潰れる。確かに先ほどから新たなリーディング産業とおっしゃっていますけれども、そこはぜひ検討していただきたいと思います。それもあわせて周辺の6次産業みたいなところも支援いただければと思います。以上です。要望です。

【大城部会長】

ほかに何か。

【瀬口専門委員】

先ほどから議論になっている労働生産性の部分ですけれども、309 ページの15行目のウを拝見しますと、沖縄県は結構労働時間が長いことが問題だという記載がされていて、321 ページの労働生産性の計算では、分母に就業時間とかは掛けられてないですよ。産業別に平均就業時間のデータはとれると思いますので、分母を労働者の数掛ける労働時間にしてもいいのかなと思いました。

ただ、労働時間を掛けても、多分そこまで数字が大きく変わるわけではないので、そこまでの労力をかける必要があるかというのはありますけど、文章の流れ的には労働時間を掛けたほうがより客観的なのかなという印象のようなものです。

【大城部会長】

何か返事ありますか。

【事務局 兼島主幹(企画調整課)】

労働生産性については、人数で割るものと、人数掛ける時間という両方の出し方がありまして、総点検では全国比較をしやすい関係上、県民総所得を総人口で割ったもので示していますが、今後生産性を考える上ではその部分も大事かと思いますので、県で少し検討したいと思います。ありがとうございます。

【真喜屋専門委員】

324 ページの 26 行目から 28 行目にかけてです。沖縄振計を 5 次までやってきての現状は、ご報告でよく分かりましたが、文中の「目指す社会の実現は道半ばである」という表現が適当なのかなという事が少し気になりました。振計が始まって 47 年が経過しました。約 50 年経過しているにも関わらず、現状は未だ「道半ば」とする表現はあまり適切ではないように思います。

ですので、例えば、「道半ば」というと本当に殆ど達成されていないような印象を受けるので、同じ状況を表すとしても、「発展途上である」というような表現もご検討いただけたらと思います。

それから、同じ 26 行目から 28 行目の「しかしながら」の後に、なぜこれだけ振計を実施してきて発展途上に止まっているのか、なぜ「道半ば」なのかという説明を、加筆してはどうかと思いました。

【大城部会長】

今、何か返事できますか。

【事務局 兼島主幹(企画調整課)】

「道半ば」の表現についてです。県では基本計画において、強くしなやかな自立型経済の構築と、沖縄らしい優しい社会の構築、この 2 つを基軸的な考え方に据えて各施策を推進しております。

自立型経済はどこまで行けば自立なのかとご質問を受けることがありますが、県としては 1 次から 3 次の振興開発計画では社会基盤の整備を中心に進められてきて、第 4 次計画では産業振興の視点にも重きを置かれました。5 次の計画では、そこに優しい社会の構築に向けた新たな施策が加わってきて、段階的に沖縄振興策が拡充されたことで、徐々に社会経済がよくなって、現在では観光を中心にすごく景気がよくなっているという状況になっています。

ただし、自立しているかと言われると、まだまだそういうところまでは至っていないだろうと認識があり、議会答弁においても「道半ば」という表現をさせていただいているところですが、総点検報告において「道半ば」という表現がいいのか「発展途上」がいいのかどうか、このあたりは部会の中で御議論していただければと思います。

【真喜屋専門委員】

さきほど、「道半ば」という表現について申しました時に、この振計の総括を表している

部分が示す期間は、第1次から5次までの全てに対する内容かと思って発言しました。今ご説明を伺って、ここでの「道半ば」とする期間が、第4次、5次のみを対象としているとすれば、その前の部分でそう分かるように調整くださることも含めてご提案したいと思います。

【大城部会長】

ほかに何か。どうぞ。

【高平専門委員】

資料1の315ページ、第2次産業の動向に絡んで、沖縄県は製造業が低いのはだいぶ前から言われていることで、これはひょっとしたら基盤政部会での話になってしまうかもしれませんが、私専門家からすると、沖縄に製造業が少ないのは、もともと立地できるエリアが少なすぎることに起因していると考えています。

ですので、製造業を誘致できるような、都市計画に絡んだところになってしまうのかもしれませんが、立地できるような環境を整備するような方向性をきちんとどこかで示していただけるようなことはあるのでしょうかというのが1つ目。

2つ目は、実際8月ぐらいから内地の大手コンビニがあちらこちらでオープンしていますが、彼らが非常に悩んだのは、ケーキやパンをつくったりする工場を設置できなくて、結局地元の業者をお願いするという結論に至っているようですが、彼らは製造業を含めたところも展開したかったと聞いております。

実際工場を探して、彼らなりに考えた結果どうしたかという、彼らの基準をものすごく下げたいです。本当は海拔3メートル以下のところに工場はつくらないとか、いろいろなルールがあったらしいですけど、結局それを守っていたら工場が設置できないということで、製造業を増やすためには県外からの企業をある程度誘致しなければいけないと思いますが、それらの要望をきちんと反映した方向性が示されているのかどうか。

私はこの辺の方向性について読み取ることができなかつたので、今日質問しようか迷ったのですが、それはつまり、この検討はこの場ではないかもしれないと感じたからです。

【事務局 兼島主幹(企画調整課)】

工場の立地の場所については、既に場所がなくなっているので、次の新しい団地をつくるかつからないか、そういった議論は産業部会でされるだろうと思います。

ただ復帰後、県及び国では、製造業の誘致を掲げて、何とか製造業を増やしていこうと

いう施策を打ち出してきました。その流れで工業団地の整備にも取り組んでおり、浦添、糸満、中城のほうに場所は用意しました。

ただ、場所を用意しても、水の問題とか電力の安定供給の問題があり、沖縄に工場を立地する上で、初期投資は負担軽減できたとしても、ランニングで相当苦しいと。そういう中でなかなか立地が進まなかったという状況がありました。

現在はだいぶ環境も変わって、アジアに近いという優位性で立地していただく製造業もだいぶ増えてきて、中城港湾の工業団地も埋まってきて、そろそろ新しい場所がなくなってくるだろうと、次の場所をどうするかという議論が聞こえ始めていますので、そのあたりは総点検できちっと位置づけられる必要があるのかなと思っています。

【高平専門委員】

その結果、今沖縄県の工業地は異常な高値で全国トップの上昇率を示しているような状況ですので、これだけ高くなると逆に内地に工場を出したほうがいいみたいなことになりかねない悪循環に陥ろうとしているので、この辺早めの方向性と対策を打ち出すことを要望します。

【大城部会長】

ほかに何かありますか。

【瀬口専門委員】

些細なことで恐縮ですが、310 ページの離職の理由という図ですが、これは複数回答になっていると思います。ですので、タイトルの横に「複数回答可」と隣に書いておくと思います。

【事務局 兼島主幹(企画調整課)】

確認して追記します。

【大城部会長】

社会経済フレームの動向ですけど、どこまで書くのかというか、何を書くのかということですけど、つまり2つの柱がありますよね。「強くしなやかな」と「優しい社会」。

今の社会経済動向フレームの動向を見ると、経済関係はすごく突っ込んでよく書かれていますけど、沖縄らしい優しい社会についてのフレームが見えないですね。

例えば295ページの地域別人口の推移、つまり離島人口が減っているとか、平均寿命が全国と比べると順位が落ちてきているとか、人口ピラミッドが変わってきているというようなことは、沖縄らしい社会の変遷のところで整理したほうがいいのかなと。

柱は2つあるのに、今の書き方からすると、産業振興中心の整理の仕方になっているような感じがするものですから、構成を少し調整して、沖縄らしい優しい社会についてのフレームがどうなったのか、平均寿命がどうなったとか、それに関連しそうなデータも出ていますので、この辺は少し検討してもいいのかなと思いました。

【事務局 兼島主幹(企画調整課)】

ありがとうございます。

社会経済展望値については、ビジョン基本計画をつくった時点で、この人口とか労働力とか、経済指標がフレームとして設定されていますので、総点検では経済系中心の書きぶりになっています。

ただ、第2回総合部会でも、沖縄らしい優しい社会をどうしていくのかという話もございまして、何をもって優しい社会なのか、そういった議論を含めて、経済の指標と優しい社会の指標みたいなものが両方ないとバランスが悪いだらうという話だと思いますので、このあたりは次期計画策定に当たってのフレームの議論の中で、優しい社会のフレームはないのかというのは、他県も参考にしながら検討したいと思います。

【大城部会長】

そうですね。何を指標として見るか、これは検討事項かなと思います。

ほかにありますか。なければ、議題に載っている資料を終えまして、少し僕のほうから提案をしたいのですが、ほかに何か言い残したいことがなければ。

事務局とも調整したのですが、1点目は今回の審議期間内の最新データに更新していきたいと。古いデータが残っている場合もありますので、可能であれば新しいデータに更新していきたいと。

それからもう1つ、この部会でも議論になりましたけど、報告書(素案)の主な成果指標の表を、「主な」ではなくて、全ての成果指標を載せてはどうかと。いくつかピックアップして載せていましたけれども、全部載せたいと。それでもそんなに分量は増えないという話でしたので、全部載せたいのですがどうでしょうかということです。

それから、今日の議題でも最初のほうに議論がありましたが、計画策定時点から少しでも成果指標の数値が伸びていれば「前進している」という表現になっていることに対して、いろいろ意見がありました。

こういう意見は他部会でも上がっているようですので、検証シートでは判定基準を用いて、達成、進展遅れなど達成状況の評価を行っていますので、報告書(素案)の表現も、そ

の判定基準で統一したいということです。つまり検証シートの評価基準で素案も統一したいということです。そういうことですが、事務局からそれについて説明ありますか。

【事務局 武村副参事(企画調整課)】

今総合部会長から御提案いただいた内容について、皆様の御了承いただけるということであれば、各部会にも同じような指示をしたいと思っております。御検討をお願いいたします。

【大城部会長】

いかがでしょうか。

いい方向になっていると思いますので、ぜひその方向で進めてください。

それでは、これをもちまして本日の審議を終了いたします。委員の皆様におかれましては、お疲れさまでした。

事務局から何か報告事項等ありましたら、よろしく申し上げます。

【事務局 城間班長(企画調整課)】

大城部会長、どうもありがとうございました。また委員の皆様、長時間の審議まことにありがとうございました。

次回の開催日程につきましては、9月末から10月中旬まで県議会が開催されることから、少し間をおきまして、10月23日・水曜日の午後2時を予定してございます。正式な通知につきましては、後日改めて送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、本日の議事内容につきましては、1週間後をめどに委員の皆様へ送付し、内容を御確認いただいた上で、県企画調整課のホームページに掲載させていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の沖縄県振興審議会第3回総合部会を終了させていただきます。

委員の皆様、お忙しい中御出席いただき、またたくさんの御意見を賜りありがとうございました。どうもお疲れさまでございます。

5. 閉 会